

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市の人口は、平成 24 年 1 月 1 日現在 57,149 人（外国人を含む）で、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。高齢化率（65 歳以上の人口に占める割合）は 20.0% となっており、年齢別構成比でも高齢者人口の割合のみが増加傾向となっています。

世帯状況では、単身世帯が増加していますが、その中には高齢者のひとり暮らしが含まれています。ひとり暮らし高齢者の孤独死について社会問題となっていますが、本市においても対策が求められています。

また、介護の必要な人や障害のある人など、日頃から援護を必要とする人も増加しており、見守りや安否確認などの支援についてのニーズが高まっています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、自らの命、地域の安全を自分たちで守るという「自助」「共助」の意識が高まり、災害対応において、地域の防災力を強化することの重要性が再認識されています。

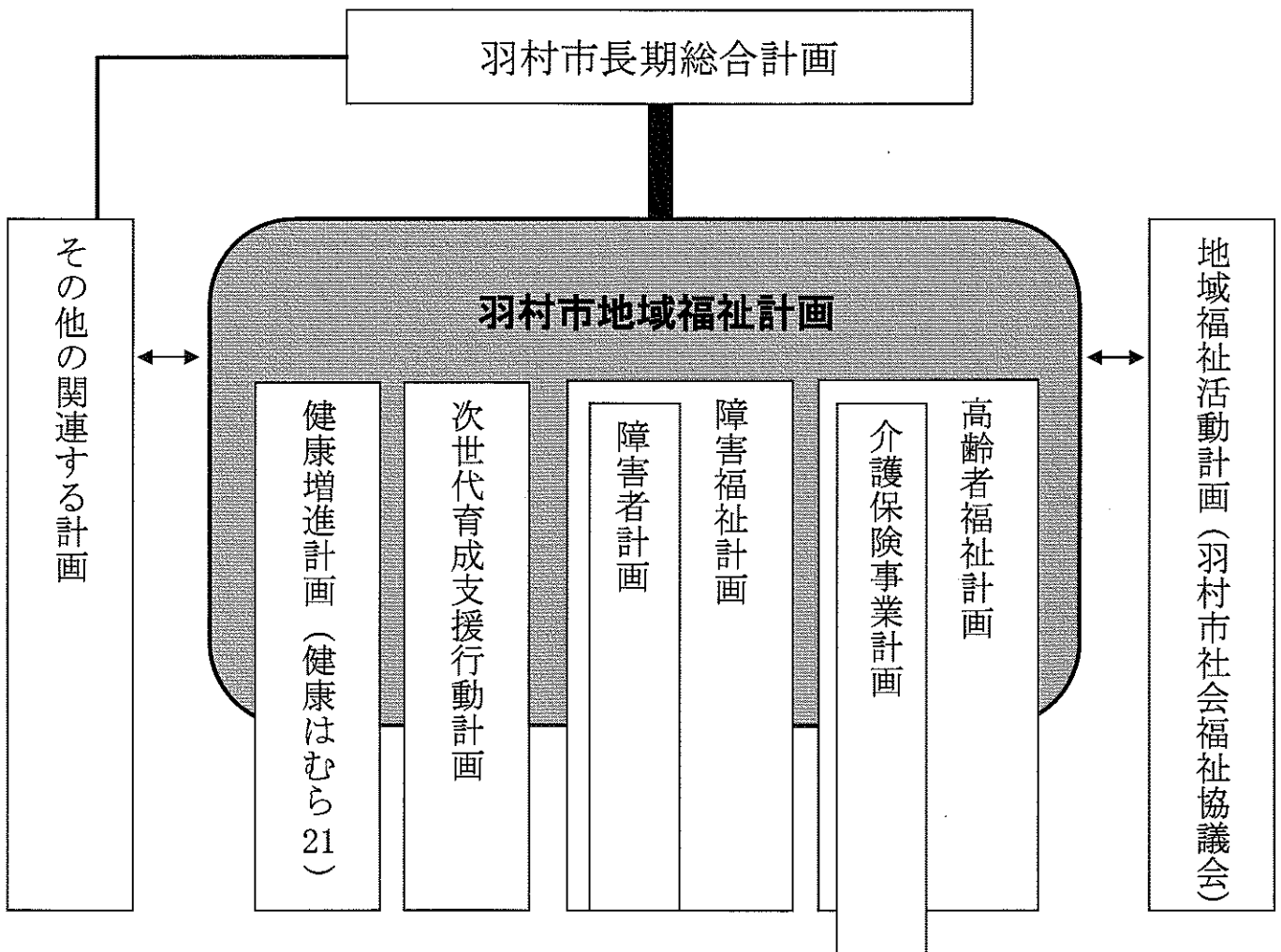
福祉等を取り巻く環境にも変化がありました。高齢者福祉施策では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護サービスの基盤強化に向けた介護保険法や老人福祉法などの改正が行われました。障害者福祉施策では、平成 23 年 6 月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布、平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部改正（障害者の定義の見直しや差別の禁止など）がありました。また、利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等、障害のある人などの地域生活を支援するため、関連法律の改正が行われました。児童福祉施策では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法などの一部改正がありました。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立しました。

本市では平成 20 年 3 月に「第三次羽村市地域福祉計画」を策定し、「地域の福祉力」や「つながり」を主要なテーマに、地域のコミュニケーションを活発にする支援や環境づくりを進めてきました。これからも社会情勢や地域変化に伴い、様々な地域福祉施策が求められていきます。第三次羽村市地域福祉計画の進捗状況を踏まえつつ、上位計画である「第五次羽村市長期総合計画」の福祉・健康分野の基本目標である「安心して暮らせる支えあいのまち」を実現するために、今後 5 年間の羽村市の地域福祉の方向を示す「第四次羽村市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として策定します。
- 『羽村市長期総合計画』の下位計画として策定します。
- 福祉及び関連する各分野の計画を包含した「共通する理念」や「福祉施策全体に共通する目標」を掲げ、「地域福祉の推進に重点を置いた計画」として位置づけます。
- 羽村市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。
- 国及び東京都がそれぞれ策定した関連の計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図表 2-1 地域福祉計画の位置付け（イメージ図）

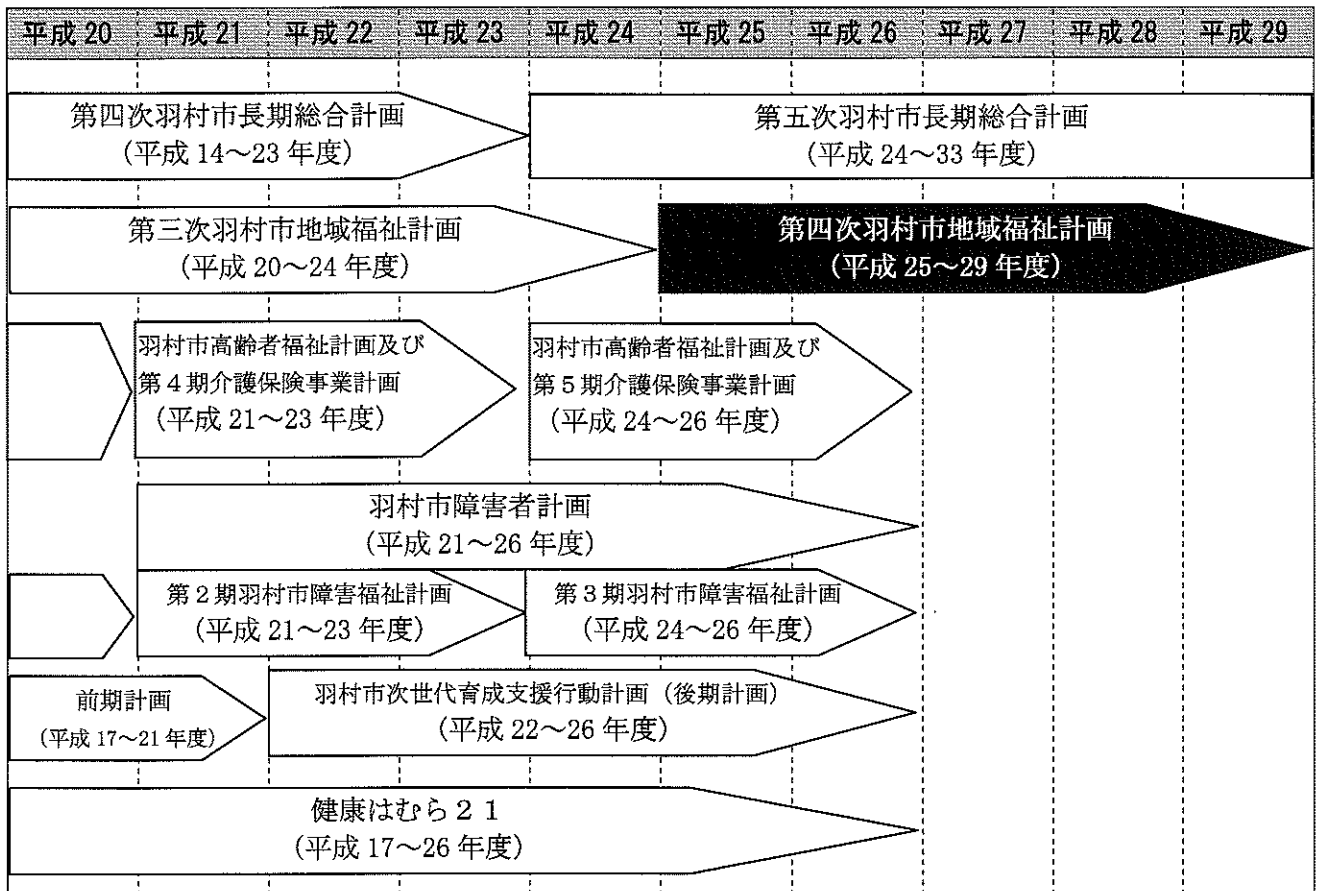


3 計画の期間

第四次羽村市地域福祉計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより必要が生じれば、見直しを行うこととします。

図表 3-1 計画の期間



4 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、公共的な団体や市内福祉関係団体の代表者、知識経験者をはじめ、公募による市民の代表を含む 20 人の委員で構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、審議を重ねました。

また、計画策定の前年度である平成 23 年度には 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握する目的で「地域福祉計画ニーズ調査」を実施しました。

